

第二次やまなし防災アクションプランの概要

計画改定の背景

- 平成23年3月11日に想定を超える規模の東日本大震災により、未曾有の被害が発生。
- 本県においては、東海地震の切迫性が指摘され、富士山はひとたび噴火した場合、広範な地域での災害発生が懸念。
- 大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応し、災害による被害を最小限にとどめられるよう防災体制の一層の充実・強化を図っていく必要。
- このため、東日本大震災をはじめ、これまでの大規模災害を教訓とし、「やまなし防災アクションプラン」を全面的に改定。

計画の性格

- 県の地域防災計画に基づき、県が実施する防災施策を体系的にとりまとめた実践行動計画。

計画の特徴

- 各アクション(防災施策)は、具体的な取り組み内容をわかりやすく記載し、工程表を設定。可能なものは目標の数値化を図る。

計画の期間

- 平成24年度から28年度までの5年間

計画の推進体制

- 知事を会長とする山梨県防災対策推進会議のもと、各アクションを全庁的に推進。
- 毎年度評価を実施し、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行い、進捗の状況によっては取り組みを強化。
- 国の被害想定や防災施策などに大幅な変更があった場合は、必要に応じて見直しを行うとともに、状況によっては取り組みを強化。

東日本大震災等の40の教訓

- 現行の耐震基準に適合しない建築物で、揺れによる被害が発生
- 交通インフラが広い範囲で被災し、救急・救助活動、消火活動、緊急輸送活動に支障
- 広範囲の液状化の発生
- 固定電話、携帯電話、インターネット等の情報通信インフラが途絶
- 日常的に訓練をしていた地域や深い結びつきを持つコミュニティの避難が良好
- 避難が困難な高齢者などの災害時要援護者に多数の犠牲者が発生
- 交通マヒに伴う大量の帰宅困難者の発生
- 津波等により沿岸地域を中心に多数の孤立集落が発生
- 被災地のニーズ把握やニーズに対応した迅速な情報提供が停滞
- 燃料不足等による食料や生活必需品の供給の停滞

等

3つの基本政策・11の政策の柱・40の施策項目・250のアクション

「県民の命を守るアクション」(180)

建物の耐震化及び施設整備	防災体制の強化	地域の防災力の強化
○住宅・建築物の耐震化 ○公共建築物等の耐震化 ○緊急輸送路等の確保 ○液状化現象への対策の推進 等	○情報収集・伝達体制及び情報通信システムの整備・強化 ○災害対応能力の向上 ○医療救護体制の強化 ○原子力災害対策の推進 等	○自主防災組織の充実強化 ○災害時要援護者等への支援体制の整備 ○帰宅困難者・滞留者対策の推進 ○中山間地域集落の孤立化対策の推進 等

「県民の暮らしを守るアクション」(51)

災害広報・相談体制の充実	避難生活支援体制の充実	緊急物資・ライフライン等の確保
○災害時等の広報・相談体制の充実	○避難所運営体制の整備 ○被災者の健康支援体制の整備 ○災害ボランティア等の受入体制の整備 等	○県民・市町村等の緊急物資備蓄の促進 ○緊急物資等確保体制の充実・強化 ○ライフライン等の復旧体制の整備 等

「復旧・復興を進めるアクション」(19)

生活再建への支援	遺体の処理体制の整備	がれき・残骸物の処理体制の整備	事業所の再建への支援	復旧・復興の支援
○被災者生活再建支援制度の運用 ○応急仮設住宅の確保 ○義援金、復興事業、融資等の支援	○遺体の処理体制の整備	○災害廃棄物対策及びアスベスト等の環境対策の推進 ○環境衛生対策の推進	○企業の事業継続等の支援	○復旧・復興対策の推進

災害による被害を最小限にとどめ、県民の命や暮らしを守るため、防災体制の一層の強化を図るとともに、災害に強い県土づくりを進めます。